

選 択 約 款 変 更 届 出 書

電契発 24 第 48 号

平成 24 年 7 月 25 日

経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東 京 電 力 株 式 会 社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平 成 2 4 年 9 月 1 日

別 紙

料金その他の供給条件の内容

融雪用電力

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成24年7月25日付け平成24・05・11資第73号認可。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

毎日午後2時から午後7時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り、融雪のために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契 約 電 力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款19（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷

設備の総入力との合計といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は、0.5キロワットといたします。

5 供 給 条 件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。
- (4) 当社は、供給設備の状況により、3（適用範囲）の時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、時間帯の延長または短縮は行ないません。
- (5) 契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用时间」といいます。）以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本

料金の半額といたします。

契 約 電 力 1キロワット に つ き	契約使用期間の最初の3月まで	2,005円50銭
	3月超過	477円75銭

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	14円79銭
------------	--------

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって供給約款別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

7 そ の 他

- (1) お客さまが希望される場合は、1需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この選択約款による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- (2) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

イ 供給約款36（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときに

は、契約使用時間以外の時間に電気を使用したときを含むものといた
します。

ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、
割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）に
よるものいたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

- (1) 契約使用期間については、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないものといたします。
- (2) この選択約款から供給約款の低圧電力またはこの選択約款以外の選択約款に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの選択約款を適用いたしません。

2 供 給 条 件

- (1) 当社は、契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約使用時間以外の時間の延長または短縮はいたしません。
- (2) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (3) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (4) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

3 そ の 他

力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、供給約款別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成24年9月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

- (1) お客さまが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当する場合で、当社にその旨を申し出ていただいたときは、平成24年7月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、零円といたします。
- (2) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定（当該認定に係る年度が平成24年度であるものに限ります。）を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、平成24年7月の検針日から平成25年3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロに準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額か

ら、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下

第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合
平均燃料価格は、66,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	22銭2厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法施行規則第26条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容
- 3 料金の算出根拠

1 変更を必要とする理由

当社は、供給約款が平成24年 7 月25日付け認可により変更となったことにともない、この選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第19条第12項の規定に基づき、ここに平成24年 6 月20日届出の融雪用電力（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

(1) 新旧料金率比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	料 金 率	区 分	単位	料 金 率
基 本 料 金		円 銭 円 銭	基 本 料 金		円 銭
契約使用期間の 最初の3月まで	1 kW	2,005.50	契約使用期間の 最初の3月まで	1 kW	2,005.50
3月超過	〃	477.75	3月超過	〃	477.75
電 力 量 料 金	1 kWh	12.34 [0.55]	電 力 量 料 金	1 kWh	14.79

注．現行料金の料金率は，平均燃料価格45,600円/k1
 の場合の燃料費調整後の値とし，[] 内に
 燃料費調整単価を再掲した。

(2) 新旧燃料費調整比較表

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	価格または料金率	区 分		単位	価格または料金率
平均 燃料 価格	基 準 値	1 kl	円 42,700	平均 燃料 価格	基 準 値	1 kl	円 44,200
	調 整 の 上 限 価格	1 kl	64,100		調 整 の 上 限 価格	1 kl	66,300
	基 準 単 価	1 kWh	円 銭厘 0.190		基 準 単 価	1 kWh	円 銭厘 0.222

(3) 供給条件の変更の内容

供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

3 料金の算出根拠

料金率は、供給約款の低圧電力の料金算定諸元をもとに、高需要時間帯のうちの 2 時間をしゃ断することによる固定費の節減分等を反映させるとともに、契約使用期間が 1 年のうちの一定期間に限られることを勘案して設定いたしました。